

未就学児の移動経路における点検の実施について

1 経緯

本年5月、大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する交通事故が発生した。

これを受け、国において関係閣僚会議が開催され、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保方策を早急に取りまとめ、対策を講じることとされた。そこでは、本年9月末までに、緊急安全点検を実施するとされた。

このような状況を受けて、交通安全の観点による関係機関との合同点検を行い、安全の確保に取り組むこととする。

2 実施対象施設

幼稚園（区立、私立）、認定こども園（区立、私立）、
認可保育所（区立、私立） 等

3 実施内容

(1) 施設による危険個所の抽出

対象施設において、点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、教育委員会に報告する。

(2) 合同点検の実施

(1)で抽出した危険個所につき、道路管理者及び地元警察署等の関係機関と合同点検を実施し、協議の上、対策の実施について検討する。

(3) 対策案の作成

対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署からの助言を得つつ、対策案を作成する。

(4) 対策の実施

関係機関は、(3)で作成した対策案を踏まえてそれぞれ交通安全対策を実施する。

4 実施時期

実施内容	令和元年 6月	7月	8月	9月	10月	11月以降
①施設による危険箇所の抽出	■					
②合同点検の実施				■		
③対策案の作成				■		
④対策の実施					■	